

1 1月3日開催の通訳等ボランティア研修会第二部入管法等改正説明会の参加者からの質問について、当協会では回答できなかった下記事項について、高松入国管理局に問い合わせた結果を報告します。

質問1. 再入国の際、指紋を採られたり、顔写真を写されるが、今回の改正でなくなるのか。

回答 平成18年5月24日に公布された出入国管理及び難民認定法を改正する法律により、平成19年11月20日から、テロの未然防止のため、入国審査時に個人識別情報を活用した上陸審査を導入しており、以下の免除者を除き、日本に入国する外国人に対し、入国申請時に指紋及び顔写真の提供を義務づけている。

- 免除者
- (1) 特別永住者
 - (2) 16歳未満の者
 - (3) 「外交」又は「公用」の在留資格に該当する活動を行おうとする者
 - (4) 国の行政機関の長が招へいする者
 - (5) (3)又は(4)に準ずる者として法務省令で定める者

指紋及び顔写真の提供方法

- ・両手の人差し指を指紋読取器の上に置き、電磁的に指紋情報を読み取る。
- ・指紋読取機器の上部にあるカメラで顔写真を撮影する。

質問2. 外国人を日本で手術を受けさせるなど緊急を要する事情がある場合、入管法上、入国手続に要する期間を短縮することができる規定などはないのか。

回答 入管法上、外国人が日本で手術を受けるなど病気治療等を目的として滞在する手続きとして、「短期滞在」(90日以内の滞在)や「特定活動」(入院して治療を受ける外国人患者やその者の付添人など)の在留資格による上陸許可のほか、船舶や航空機に乗っている外国人が病気の治療等のための緊急に日本に上陸する必要があるときは、緊急上陸の許可がある。(入管法第17条)

前者は、通常の入国手続と同様に、本国で旅券の発行を受け、査証を取得した後に(査証免除適用を受ける外国人が「短期滞在」で上陸する場合を除く。)来日し、上陸申請をすることになるが、これらの入国手続に要する時間を短縮する規定はなく、緊急性がある場合等は、個々の手続の中でその事情を説明する必要がある。